

平成28年第2回東大和市議会定例会会議録第9号

平成28年6月1日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（28名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	広沢光政君
総務部参事	東栄一君	市民部長	関田新一君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	財政課長	川口莊一君

総務管財課長 中野哲也君  
子育て支援課長 鈴木礼子君  
市民生活課長 大法努君  
土木課長 寺島由紀夫君  
学校教育課長 岩本尚史君

保険年金課長 越中洋君  
保育課長 宮鍋和志君  
都市計画課長 神山尚君  
建築課長 中橋健君  
給食課長 斎藤謙二郎君

## 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
  - (1) 市長報告
  - (2) 議長報告
- 第 4 第 2 号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について
- 第 5 第 3 号報告 平成 27 年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 第 2 号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 第 3 7 号議案 専決処分の承認について
- 第 8 第 3 8 号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 第 3 9 号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例
- 第 10 第 4 0 号議案 東大和市交通安全対策審議会設置条例の一部を改正する条例
- 第 11 第 4 3 号議案 学校給食食器等の購入契約について
- 第 12 第 4 1 号議案 平成 28 年度東大和市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 13 第 4 2 号議案 平成 28 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 14 陳情の付託

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 14 まで

午前 9時34分 開会・開議

○議長（関田正民君） ただいまから、平成28年第2回東大和市議会定例会を開会いたします。

---

○議長（関田正民君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

○議長（関田正民君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。

去る5月26日、議会運営委員会が開催をされましたので御報告を申し上げます。

まず、定例会の会期であります、本日6月1日より6月17日までの17日間といたします。

会議録署名議員は、6番 大后治雄議員、18番 中間建二議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、議事運営を休憩し、休憩中に土地開発公社評議委員会を開催をいたします。再開後、第2号報告、第3号報告、第2号諮問、第37号議案から第40号議案、第43号議案、第41号議案、第42号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

6月2日、3日、6日、8日、9日の5日間は一般質問となります。

また、6月10日から16日までの7日間は休会とし、その間に常任委員会等を開催をいたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

6月10日、午前9時30分から総務委員会、6月13日、午前9時30分から厚生文教委員会を、6月14日、午前9時30分から建設環境委員会を、同日、午後1時30分から議会運営委員会を開会をいたします。

6月17日、最終日は、追加議案審議、議会運営委員会及び常任委員会の審査報告の後、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託を行い、継続審査議決、議員派遣を議決した後、閉会となります。

議員提出議案の受付締め切りは、6月9日、正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受付締め切りは、6月14日、正午であります。

今定例会での一般質問通告者は18名です。

委員会に審査を付託する陳情は18件であります。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長におかれまして、よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（関田正民君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

6番 大 后 治 雄 議員

18番 中 間 建 二 議員

を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（関田正民君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月1日から6月17日までの17日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

## 日程第3 諸報告

○議長（関田正民君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。

資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、2月25日、東京都市長会が開催されました。

議事1の平成28年度赤十字活動資金のお願いについてであります。活動資金について、各市が行う募金活動等で協力をお願いしたいとの依頼が日本赤十字社からありました。

次に、議事2の新たな多摩の振興策の検討についてであります。多摩地域を取り巻く状況の変化に対応するため、新たな振興策を検討し、平成29年度を目途に取りまとめる予定であるとの説明が東京都からありました。

次に、議事3から議事5につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする取り組みとして、ボランティア文化の定着を図り共助社会づくりを進めるための指針を策定すること、各区市町村のスポーツ振興事業等を支援し大会の機運醸成を図ること、そして、東京自治会館1階ロビーやエントランスにおいて常設展示を行うなど、各市町村の協力を得ながら大会の普及啓発に努めていくことなどの説明が東京都からありました。

次に、議事6の障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル等についてであります。障害者団体が身近な地域でスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設管理者向けのマニュアルを策定したとの説明が東京都からありました。

次に、議事7の自然公園ビジョンの策定についてであります。都内の自然公園の活用のあり方等に係るビジョンを策定するとの説明が東京都からありました。

次に、議事8から議事10については、東京都市長会の平成28年度事業に係る計画、日程、予算の案が市長会事務局から説明され、これをそれぞれ承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認いたしました。

次に、4月25日に東京都市長会が開催されました。

議事1の防災都市づくり推進計画の改定についてであります。多摩地域で木造建築物の老朽化や木造住宅密集地域の拡大が進んでいることから、計画を改定し、改善のための取り組み等を推進するとの説明が東京都からありました。

次に、議事2の第42回全国育樹祭に係る会場決定等についてであります。平成30年秋に東京都で開催する全国育樹祭の行事や式典の会場が決定したとの説明が東京都からありました。

次に、議事3の市の各地域の観光振興に向けた支援策についてであります。3年目の実施となる各市の観光振興を支援する事業について、事業の拡充点等の説明が東京都からありました。

次に、議事4の東京都オリンピック・パラリンピック教育についてであります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、子供たちの資質向上のための取り組みを進めるとの説明が東京都からありました。

次に、議事5につきましては、これを承認いたしました。

次に、議事6の全国市長会要望事項（平成29年度要望）の提出についてであります。都市行財政及び都市基盤に関する項目など8件の項目が増加となっている等の説明が市長会事務局からあり、これを承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認いたしました。

次に、4月28日に東京都市区長会総会が開催されました。

議事につきましては、全国市長会役員の推薦や東京都市区長会の平成27年度決算及び平成28年度予算等でありましたが、全て原案どおり承認・決定いたしました。

次に、5月20日に全国市長会関東支部総会が開催されました。

議事につきましては、全国市長会関東支部の平成27年度決算及び平成28年度の予算、役員の改選等でありましたが、全て原案どおり承認・決定いたしました。

次に、5月25日に東京都市長会が開催されました。

議事1から議事3につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする取り組みとして、多様な主体が連携する先進的な文化プログラムを展開すること、機運醸成のためのパブリックビューイング等を実施すること、そして、大会開催後の東京のあり方も見据えた中で、経営計画を策定の上、下水道サービスのさらなる向上に取り組むなどの説明が東京都からありました。

次に、議事4及び議事5につきましては、平成27年度の市長会事業並びに歳入歳出決算について市長会事務局から説明があり、それぞれ承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認いたしました。

以上で市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります、議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（中間建二君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 関田正民君 登壇〕

○議長（関田正民君） 平成28年第1回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

まず初めに、4月15日に東京都市議会議長会臨時総会が東京自治会館にて開催されました。

議事1では、平成28年2月19日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会地方財政委員会を初めとした各会議結果4件及び東京市町村総合事務組合議会定例会、東京都区市町村振興協会臨時評議会の会議結果の報告が行われました。

議事2では、平成27年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定につきまして、報告どおり承認いたしました。

なお、この臨時会をもって、東京都市議会議長会新旧役員の交代があり、東大和市議会議長として副会長に就任いたしました。任期は1年であります。

次に、4月26日に関東市議会議長会定期総会が埼玉県さいたま市にある浦和ロイヤルパインズホテルで開催されました。

議事1では、会務報告のほか、慶弔規程に基づく支出報告、議長の異動及び地方行政委員会を初めとした各委員会の活動状況などの諸報告が行われました。

議事2では、会長提出議案として、平成27年度関東市議会議長会歳入歳出決算を原案どおり認定し、平成28年度同議長会歳入歳出予算案を原案どおり可決いたしました。

議事3では、都県提出議案4件のうち、正議案3件、予備議案1件を決定し、全国市議会議長会定期総会への都県提出議案とすることに決定いたしました。

机上配付いたしました報告資料をごらん願います。

まず、正議案3件についてであります、議案第1号として、東京都市議会議長会から提出された社会保障・税番号制度、国民健康保険の都道府県化に係るシステム改修等の財政支援策を求める要望、議案第2号は、千葉縣市議会議長会から提出された国による子ども医療費の無料化の実施について、議案第3号は、茨城市議会議長会から提出された東日本大震災に伴う復旧・復興支援についてとし、群馬縣市議会議長会から提出された市町村合併に伴う衆議院小選挙区の区割り見直しについてを予備議案とすることになりました。

4月28日に東京都北多摩議長連絡協議会定例会が東京自治会館で開催されました。

議事1では、平成27年7月10日以降の会務報告が行われました。

次に、議事2から議事6では、平成27年度同協議会事業報告並びに歳入歳出決算を報告どおり認定し、平成28年度同協議会事業計画（案）並びに歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。

また、平成29年度同協議会役員（案）を原案どおり可決いたしました。

次に、5月24日に東京都市議会議長会理事会が東京自治会館で開催されました。

議事1では、平成28年4月16日以降の会務報告のほか、平成28年度日中友好交流事業及び東京都都市計画審議会の会議結果の報告が行われました。

なお、各市提出議案につきましてはございませんでした。

理事会終了後に、東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されましたが、先ほど御報告いたしました理事会の内容のとおり、定例総会におきましても同内容にて報告が行われました。

報告は以上であります。ただいま報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（中間建二君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 関田正民君 降壇〕

○副議長（中間建二君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（関田正民君） 以上で諸報告を終了いたします。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前 9時50分 休憩

---

午前10時15分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第4 第2号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（関田正民君） 日程第4 第2号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第2号報告 東大和市土地開発公社の経営状況につきまして御報告申し上げます。本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、土地開発公社の経営状況について御報告申し上げまするものであります。

御報告申し上げます事項は、平成27年度東大和市土地開発公社事業報告並びに決算であります。

最初に、平成27年度東大和市土地開発公社事業報告であります。公共用地取得事業及び公共用地売却事業は、ともにございませんでした。

続きまして、平成27年度東大和市土地開発公社決算であります。

まず収入であります。事業収入といたしまして、土地売却収入がゼロ円であります。こちらは、公共用地

売却事業を行わなかったことによるものでございます。

次に、事業外収入といたしまして、利息収入が5万244円であります。こちらは、定期預金及び普通預金の利息であります。

収入は以上でありまして、収入済額の合計は5万244円であります。

続きまして、支出であります。事業費といたしまして、支払利息がゼロ円であります。こちらは、借入金の返済がなかったことによるものであります。

次に、管理費といたしまして、一般管理費が7万5,648円あります。こちらは、主なものが法人市民税及び法人住民税であります。

次に、借入金償還金といたしまして、ゼロ円あります。こちらは、借入金の償還が完了しているため、支出がなかったことによるものであります。

予備費につきましては、支出がございませんでした。

支出は以上でありまして、支出済額の合計は7万5,648円あります。

その他、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録等がございますが、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第2号報告を終了いたします。

---

#### 日程第5 第3号報告 平成27年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（関田正民君） 日程第5 第3号報告 平成27年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第3号報告 平成27年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、内容の御説明を申し上げます。

平成27年度東大和市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

平成27年度から平成28年度に繰り越しました予算は、国の平成27年度の補正予算に計上された地方創生加速化交付金を活用した事業など全3事業で、平成27年度東大和市一般会計補正予算（第6号）及び（第7号）において繰越明許費を設定したものであります。

それでは、繰越の内容につきまして御説明を申し上げます。

1件目は、第7款商工費、第1項商工費の地方創生観光まちづくり事業で、翌年度繰越額は1,811万3,000円、繰り越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金が1,410万8,000円、一般財源が400万5,000円であります。

2件目は、第8款土木費、第3項都市計画費の都市計画道路3・5・20号線用地買収事業に係る物件補償で、翌年度繰越額は2,485万8,607円、繰り越しに必要な財源は、一般財源2,485万8,607円であります。

3件目は、第10款教育費、第4項社会教育費の地方創生歴史・文化まちづくり事業で、翌年度繰越額は1,050万円、繰り越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金が1,000万円、一般財源が50万円であります。

説明は以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第3号報告を終了いたします。

---

#### 日程第6 第2号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（関田正民君） 日程第6 第2号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第2号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

候補者として推薦いたします眞崎一郎氏は、平成22年以来、2期6年にわたりまして人権擁護委員として御活躍いただいておりますが、平成28年9月30日をもちまして任期満了となります。

同氏は、平成3年4月から東大和市防犯協会で活動され、現在は東大和地区防犯協会の会長を務めるとともに、青少年の非行防止や覚醒剤などの薬物乱用防止にも御尽力いただいております。

また、人望も厚く、人柄も温厚でありますことから、今までの経験を生かし、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたいと考えております。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として、眞崎一郎氏を適任と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として眞崎一郎氏を適任と決します。

---

#### 日程第7 第37号議案 専決処分の承認について

○議長（関田正民君） 日程第7 第37号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第37号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をさせていただきましたのは、東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例であります。

本年3月31日に地方税法及び地方税法施行令の一部改正が公布され、それぞれ4月1日に施行されましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日に本条例の一部改正につきまして専決処分をさせていただきました。このため、同条第3項の規定に基づき、本議会において御報告をし、御承認を求めらるるものであります。

今回の改正条例の主な改正点は、国民健康保険税の税額の軽減制度を見直すものであります。法改正に合わせて、税額の5割及び2割を軽減する世帯の範囲を拡大するものであります。

改正の方法といたしまして、第1条では、東大和市国民健康保険税条例の一部を改正し、第2条では、東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正しております。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

まず、東大和市国民健康保険税条例の一部改正を定める第1条につきまして御説明をいたします。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定であります。世帯の税額を5割軽減する基準額及び2割軽減する基準額をそれぞれ引き上げ、低所得者に対する軽減措置の拡充を図るものであります。具体的には、5割軽減につきましては26万円を26万5,000円に、2割軽減につきましては47万円を48万円にするものであります。

次に、第2条につきまして御説明いたします。

第2条は、平成25年に議決を賜りました東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

第2条における付則の改正規定に、付則第17項を付則第13項に繰り上げる部分を追加するものであります。条例の付則の改正は、地方税法の附則の改正に合わせて行ったものですが、今回、必要となる改正規定を追加するものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を平成28年4月1日と定めるものであります。ただし、第2条の規定は、公布の日とするものであります。

附則第2項は、国民健康保険税に関する経過措置の規定で、改正後の条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第37号議案 専決処分承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第8 第38号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第8 第38号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第38号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、保育士が不足している実情を踏まえ、小規模保育事業所等における保育士の配置基準を緩和するため、基準省令の改正があったことから、条例の一部改正を御提案するものであります。

また、あわせて、建築基準法施行令及び基準省令の改正に伴い、階段室等に関する構造基準につきましても改正するものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第30条は、小規模保育事業所A型の設備の基準を定める規定であります。4階以上の施設において、階段室と連絡する付室の構造基準を改めるものであります。また、建築基準法施行令の引用条項も改めております。

次に、第31条第2項の改正であります。小規模保育事業所A型の職員の配置につきまして、開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない旨を明記するものであります。これは従来の解釈基準を明文化するものであります。

第33条第2項の改正も、小規模保育事業所B型の保育従事者につきまして、同様の規定を設けるものであります。

第45条は、保育所型事業所内保育事業所の設備の基準の規定であります。第30条の改正と同様に、階段室と連絡する付室の構造基準を改めるもので、あわせて引用条項も改めております。

第46条第2項は、保育所型事業所内保育事業所の保育士の配置基準の規定、第49条第2項は小規模型事業所内保育事業所の保育従事者の配置基準の規定であります。いずれも第31条第2項の改正と同様に、開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない旨を明記するものであります。

次に、附則の改正であります。

小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の保育士の配置に係る特例の規定を加えるものであります。

附則第6項は、当分の間、保育士の有資格者の数を1人以上とすることができることを定めるものであります。ただし、保育士の有資格者以外に、保育士と同等の知識及び経験を有する者を置くことを義務づけております。

附則第7項は、当分の間、保育士の数の算定において、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の免許状を有する者を保育士とみなすことができることを定めるものであります。

附則第8項は、当分の間、8時間を超えて開所することにより、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、保育士と同等の知識及び経験を有する者を保育士とみなすことができることを定めるものであります。

附則第9項は、附則第7項及び第8項の規定を適用するときは、保育士の有資格者を全体の3分の2以上置

かなければならないことを定めるものであります。

最後に、附則であります。

本条例の施行日につきまして、公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○4番（実川圭子君） お伺いします。

「当分の間」という言葉が2カ所ほど出てくるのですが、このあたりはどうなったら元に戻すというような判断になるのか、そのあたりを教えてください。

それから、保育士と同等の知識及び経験を有する者をというようなところが出てきていますけれども、そのことについて、保育士としての資格を持たない方に対して、資格を取得できるような何か支援などを考えているか教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 国のほうが「当分の間」というような言い方をしているところがございますけれども、国は今いろいろな待機児童対策を打っているところがございますけれども、今国が目指しているのは2017年度ですから、平成29年度末には待機児童ゼロ、解消を目標にいろいろな施策を打っているところがございますので、待機児童がいなくなるまではこの「当分の間」というのは続くのではなかろうかというふうに認識しているところがございます。

続きまして、担当課長から説明いたします。

○保育課長（宮鍋和志君） 市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者についてでございます。

認可保育園につきましては東京都のほうが認可しますものですから、知事が保育士と同等の知識及び経験を有する者とされております。

それに伴いまして、東京都ではどのように定めているかなんですが、小規模保育とか事業所内保育、それから通常の保育園とか、そういうところで継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有して、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上の者、この方と、あとは2番目として、家庭的保育者の認可を受けている方、それから3番目として、子育て支援員研修を修了した者ということでございます。この3つを東京都が認めるということですので、当市について検討しましたところ、当市ではより安全性を高めるということで、少し東京都よりも要件を重くしてございます。

まず一つとしましては、最初の東京都の継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有し、継続して勤務した期間中の勤務実績が少なくとも月平均80時間以上の者という項目なんですが、これにつきましては、通常の常勤の保育士さんは月当たり160時間程度お仕事をされていますので、その半分程度と考えられます。したがって、通常の1年間分ぐらいお仕事されると熟練することですから、月平均80時間であったらば、東大和市については2年分、2年間にしようということで考えております。

それから、2番目の家庭的保育者の認可を受けた方は東京都と同じでございます。

3番目の子育て支援員研修を修了した者ということは、これについても東京都と同じことで考えております。子育て支援員専門研修のうち、選択科目が地域型保育というものを選択された方について認めたいと考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) この条例ですけれども、保育士の資格がなくても保育士のかわりをすることができると、保育士が不足しているということですが、最近でも、赤ちゃんのうつぶせ寝での突然死ということが何件か起きていますし、待機児童解消という名のもとに子供の命や安全、それから健全に成長していくという権利が損なわれてはならないというふうに私は思いますが、その点についての見解を一つ伺います。

それから、もう一つは、国はこういうことで進めるという方向を出しているわけですが、この小規模事業所、それからA型ですか、それから保育所型事業所内保育事業、これらについての基準は、国の意向にかかわらず市の責任で定めるものと。したがって、国がどういう考えを持っていようが、こういう緩和を行わないという選択を市がとれば、こういう緩和は行わなくて済むものというふうに考えますが、その点についての見解を伺います。

○子ども生活部長(榎本 豊君) まず、資格がなくともというところでございますけれども、やはりその時々、に国のほうはどのような資格があれば認可を受けている保育所等に従事できるかっていうのは、その都度いろいろ検討しているかと思えます。

その中で、今尾崎議員が選択しなくてもよろしいのかなというところがございますけれども、小規模保育につきましては、やはり小さな保育所でございますので、やはり認可のように10人、20人と保育士がいるわけではございませんので、配置基準プラス1というものを課しておりますので、その点で安全性は担保しているのではないかというふうに思っております。

それから、やはりその中でも、やはり常時何人いなければ、3分の2はいなければいけないというような規制もかけておりますので、その辺はクリアできないと認められないというところがございますので、例えばでございますけれども、現在は4人でやっている8人程度の定員の小規模保育である場合でも、保育士は3名、それから今言った、説明いたしましたみなしの保育士ですが、それは1人、プラスあと1名の保育士が必要ということと、さらに、施設長は現場に入りませんので、施設長が要りますので、総勢6名で対応するというところでございますので、その点、手、それから目はかなり確保されているというふうに思っております。

それから、先ほどもちょっと申し上げてしまいましたが、小規模のA型とかB型でございます。それから事業所内保育所も思いますが、そのときの規制が緩和されたというところで、当市が選択するかというのは当市に委ねられているところでございますけれども、やはり実情に合ったものをその都度検討して採用していきたいというふうに考えておりますので、今回、小規模保育A型を希望しているような法人もございまして、その点、参入しやすいためにも緩和は必要というふうに考えております。

それから、事業所内保育所につきましては、当市にも事業所内保育所、何施設かございますけれども、そちらにつきましては新制度にのっておりませんので、そちらが新制度にのるというような意向がある場合には、そのときに検討したいというふうに考えております。

以上です。

○2番(尾崎利一君) 幾つか確認させていただきますけれども、いずれにしても、この改正が、子供の立場に立ってみれば、保育士でなくてはならないものが保育士でなくてもいいということになるわけですから、規制の緩和であり、環境としては悪化するということになると思えますが、その点について改めて伺います。

それから、実情に応じて配置していくことが重要だというお話でしたけれども、保育士が足りないという実

情もありますけれども、やはりこれまで子供の安全のために必要だと言われてきた規制が緩和されるということは、子供の実情からいえば、やはり実情に合わないということになるのではないかと思います、その点についても見解を伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほども申し上げましたけれども、そのときの状況によって国のほうも規制は変えていくものだと思っております。そちらで地域型の保育、保育事業というのは小規模保育等でございますけれども、そちらにつきましては市が認可、それから基準等も変える権限を持つてるところでございますけれども、その中で、やはり現在待機児童がいる中で、待機児童解消に非常に寄与する、できるものにつきまして、やはり積極的に市は採用していきたいというようなスタンスでおります。

従前から申し上げておりますけれども、尾崎議員から何年か前から認可保育園の増設をというような要望はあるのは承知しておりますけれども、当市におきましては、もう今16園認可保育園ございますけど、これ以上は今後の少子化のことを勘案いたしますと設置はしないということを5年ぐらい前から市長はおっしゃっております。その考え方は今変わりませんので、その中で、やはり待機児童を解消していくには何が必要かというところがございますけれども、現在ある既存の施設の活用、工夫でやっていきたいということは数年前からお話しさせていただいてるところでございます。

その中で、やはり小規模保育園というのは、学校に入学するまでずっと行くわけではございません。2歳児までの保育所でございますので、3歳児からは移るといふようなところがございますので、そこで当市では相談、小規模保育開所についての協議があった場合に、当市は、3歳児のよこ壁と言われてますけれども、小規模保育を卒園したら行く場所がないというところでまた保活をしなければならぬ、言ってみるとまた待機児童に回ってしまうということを守るためにも、連携施設と言っておりますけれども、2歳児が小規模保育を終わった後、3歳児を受け入れる施設を、連携施設を探していただかないと、うちのほうはなかなか承諾をしたくないというふうなお話で、皆様はそこを、連携施設をお話しをされて、セットでお話しをしてきていただいておりますので、当市のほうも受け入れをしているというふうなところがございます。

それから、安全のためということでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、やはり常に保育士がいるというところがございますので、小規模なところでございますので、ほとんどワンルームでございますので、その中で目は届くというふうな思っているところがございます。

例えば8人の、最大10人ぐらいまでいけると思いますが、やはり1歳、2歳で同じ保育室におりますので、ワンルームの中でやはりその中に必ず保育士がおるといふようなところがございますので、その辺も国のほうは安全の確保ができてるといふふうに見込んで規制を緩和したのではないかといふふうには我々は認識しておりますので、その辺を市も採用して、ここの条例改正を提案しているところがございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

○3番（上林真佐恵君） 3番、上林真佐恵です。日本共産党を代表いたしまして、東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

本条例は、国の緊急待機児童対策に基づく条例改正であるかと思いますが、規制緩和による待機児童の解消に対しては、既に多く保護者、保育の専門家からも懸念や批判の声が上がっているとおり、子供の命と安全を守るという点から、基準は緩めるべきではないと考えます。待機児童対策において、保育の質を置き去りにすることは許されません。

昨年1年間で保育事故により14人のお子さんが亡くなっていますが、そのうち10件が認可外施設での事故だったことから、保育施設の職員配置基準、面積基準が子供の安全と命に直結していることは明らかです。また、亡くなった14人のお子さんのうち、13人がゼロ歳から2歳のお子さんであることから、乳児を預かる小規模保育施設、家庭的保育施設では、より高い基準と専門性を有した保育士の配置が求められます。

保育士とは国家資格であり、子供の命と安全を守るという重い責任があるだけでなく、子供の育ちや発達を保障する保育の場において、一人一人違う子供に対する適切なかわりや、月齢ごとにきめ細かい対応が求められる高い専門性と経験が必要な仕事です。

幼稚園教諭、小学校教諭等の資格者は、それぞれに違う専門性を有しており、これらの資格者を保育士とみなすということは、保育士という仕事がほかの専門職でもかわりが務まる仕事であると保育士を不当に低く評価するものであり、このような考えが今日の保育士の処遇の悪さにもつながっていると考えます。

待機児童対策において必要なのは、認可保育園の増設とセットで不足している保育士を確保することですが、そのためには、保育士の資格を有しながら保育士という仕事を選ばない潜在保育士や、保育士になっても、その専門性や責任に見合う労働条件、処遇が整備されていないためにやめざるを得ない有資格者が安定して働き続けることができるよう、抜本的な労働条件の整備、処遇改善を行うことが必要です。

ことし4月、練馬区が保育士を募集したところ、5人の枠に対し65人の応募があったそうで、このことから、処遇改善をすれば保育士不足が解消できることは明らかです。

規制緩和により保育士の負担がふえることになれば、さらなる保育士不足を招くことにもつながるという点、また国や東京都が規制緩和を行っても、地域型保育事業については市の自主的判断により、現行基準の維持・拡充をすることが可能だという点から、本条例案には反対いたします。

以上です。

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第38号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決めます。

---

**日程第9 第39号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例**

○議長（関田正民君） 日程第9 第39号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第39号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が一部改正されたことに伴い、条例の引用条項の改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

別表第2の1の表は、上北台駅周辺地区整備計画区域における建築物の用途の制限等を定めるものであります。この表において引用する、法律第2条第1項第5号及び第6号が、それぞれ第2号及び第3号に繰り上がったことから、引用条項の改正をするものであります。

なお、法律の改正は、一部の規定を統合して繰り上げたことから、統合した規定を引用することにより、条例による制限の対象が拡大されないよう、ナイトクラブ等の営業を除外する旨の字句を加えております。このため、今回の改正により制限の内容に変更が生じるものではございません。

附則であります。条例の施行日を改正法の施行日と同日である平成28年6月23日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第39号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第10 第40号議案 東大和市交通安全対策審議会設置条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第10 第40号議案 東大和市交通安全対策審議会設置条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第40号議案 東大和市交通安全対策審議会設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、東大和市交通安全対策審議会の審議の充実を図るため、委員の任期を延長するとともに、実情を踏まえて規定を整備するために条例の一部改正を御提案するものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第1条の改正及び第3条第1号の改正は、文言の整理をするものであります。

第4条の改正は、学識経験のある者としての委員の任期を1年から2年に改めるものであります。

次に、第10条の改正であります。審議会の事務局の実情を踏まえ、庶務の規定として整備するものであります。

最後に、附則であります。この条例の施行日を公布の日とするものであります。ただし、第4条の改正規定のうち、委員の任期を延長する部分につきましては、現在の委員の任期満了に合わせて平成28年7月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第40号議案 東大和市交通安全対策審議会設置条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第11 第43号議案 学校給食食器等の購入契約について

○議長（関田正民君） 日程第11 第43号議案 学校給食食器等の購入契約について、本案を議題に供します。  
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第43号議案 学校給食食器等の購入契約につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

学校給食食器等の購入につきまして、去る5月17日に指名競争入札を実施いたしましたところ、落札業者が決定いたしましたので、東大和市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

お手元に御配付させていただきました第43号議案資料もあわせて御参照いただきたいと思います。

初めに、件名でございますが、学校給食食器等の購入契約についてであります。

1の契約の目的は、学校給食食器等の購入であります。

2の契約の方法は、指名競争入札であります。指名いたしました業者は10者で、4月20日の指名業者選定委員会におきまして内容及び金額等を勘案し、履行能力を有していると認められる業者を選定したものであります。

3の契約金額は、1億4,507万5,320円であります。なお、契約金額の中には消費税及び地方消費税相当分1,074万6,320円が含まれております。

4の契約の相手方は、所在地、東京都西東京市田無町4丁目20番12号、名称、株式会社梅屋、代表者、代表取締役小西豊であります。

なお、納入期限につきましては、平成28年11月30日までであります。

また、落札業者とは去る5月17日付で仮契約を締結しております。

概要について申し上げます。

お手元の第43号議案資料2ページの学校給食食器等購入概要調書をお開きいただきたいと思います。

まず、1の購入目的は、学校給食センターの諸課題を解決するため、新しい学校給食センターにおいて個々食器を導入し、学校給食の充実を図るものであります。

2の納入場所は、現在新築工事中である（仮称）東大和市学校給食センターであります。

3の仕様内容及び数量は、項番1から項番10までの食器につきましては、耐熱ABS樹脂製の椀形ボール、小皿、深皿、カレー皿、丼であります。

なお、数量につきましては、新しい学校給食センターでは、小学生2種類、中学生1種類の合計3種類の給食を調理することとなりますので、3種類の給食が提供できる数量としております。

項番11のトレイにつきましてはFRP製とし、全児童・生徒及び教職員等の数を見込んだ数量としております。

項番12から項番23までの食器かご等につきましては、今回導入を予定しております学校給食食器及びトレイ等に対応したものとし、必要な数量としております。

項番24及び項番25の保温食缶につきましては、各クラス分を数量としております。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○15番（和地仁美君） 御説明ありがとうございます。

ちょうだいしている資料に、小学校1年生は給食になじんでもらうようにうまべえの柄を食器に入れるっていうことがあるんですけども、これ、樹脂製ですので、後からプリントという形になると思いますが、その素材の、口に入れても大丈夫なものだとは思いますが、それについて御説明いただきたいのが1点。

それから、今回、各食器の数量、出てるんですけども、このプリントを入れる食器の数量がわかれば教えていただきたいと思います。

この素材とプリントの耐久性が一緒であれば、何かしらあったときに全部新しく入れかえるっていうふうに、そのランニングの管理の仕方っていうのも同等でいいと思うんですけども、そのプリントの耐久性が素材よりも弱いとした場合、かすれちゃった顔のうまべえが印刷されてるものを小学生に使ってもらってというような形になっちゃうと思うので、そのプリントの耐久性と素材の耐久性の管理方法、今後のランニングの、そこら辺はどういうふうに計画されてるのか教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） まずうまべえの絵柄のほうでございますが、議員さんおっしゃるとおり、既存の食器に対して絵柄をプリントしたのになります。その際、スタンプを押した上で、もう一度上からコーティングをする形となっておりますので、剥がれることは一応ないと見込んでおります。

あと、食器数のほうなんですけども、今回購入する食器数のほうなんですけども、100ほど予備として購入しております。それらが、実際には磁器食器等と比べて破損というのは少ないかと思っておりますので、10年後以降、また考えるようかなと考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 幾つかお伺いしたいのですが、学校基本計画のほうでのとって購入を進めているのだと思いますけれども、私は、給食センターの工事費も膨らんだ中で、時間もあつた中で、もう少しこの食器の数、例えば今回のものも6種類の食器を用意するということなんですけども、そういったところもほかの地域の学校給食の食器を見ると、これだけ種類を使っているところも少なく、もう少し点数が少ないところが多いですけれども、そういった今回の購入に当たり、もう一度そのあたりを見直すということがあつたのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、色についてなんですけれども、この項番というところで見ると、2番、3番というところだけキャロットという色が違うのですが、これはわざわざその色を変えたという理由をお伺いしたいと思います。もし数を使い回したりとかっていうときに、同じ色のほうが効率的にもいいのではないかと思うのですが、わざわざそこだけ色を変えているのはなぜかということをお伺いします。

それから、絵柄のところなんですけれども、このイメージの図で見ると、うまべえの図柄を3カ所入れるということなんです、実際に食べ物为主体なので、私は余りキャラクターというのが食器についているというのが余り好きではないのですが、この3カ所必要なかという、どういったことでこの3カ所入れる、ワンポイントでいいのではないかなというふうに考えているのですが、そのあたり、色や絵柄について、私はもう少し検討してもらって、もう少しシンプルで使い回しがきくような形で導入できなかったのかなというところをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 1点目の食器の点数についてでございますけれども、こちらにつきましては東大和市の学校給食の基本計画に基づいております。これは、学校給食センターの運営委員会の中で、学校、そして保護者の皆様方からもさまざまな御意見をちょうだいしながら決めてきたものでございまして、今までワンプレートでの食事ということでさまざまな問題がありましたけれども、新しいセンターにおいては、当時、先行する給食センターにおいては3点ぐらいのものというのものもあるようでございましたけれども、やはり現状の新しいセンターをつくるに当たっては、より充実した食育ができるようにということから、食器の点数あるいはサイズにつきましては、年齢に応じた食事量をきちんと確保できるようにということの思いが強かったものでございます。このようなことから、給食の基本計画におきまして、サイズあるいは点数を決め、進めてまいりました。

また、学校給食センターの建設に当たりましては、この基本計画の中にも書いてございますけれども、使用する食器あるいは素材や点数というのが保管するスペース、また作業するスペース、作業の動線、敷地内の配置図や面積などにも影響を与えますので、設計の際に最も重要な要素だとされております。

したがって、設計に入る前に、当然建設の前、設計の前に食器の素材や点数、サイズなどは定めておくことが必須となっております、この基本計画に基づきこれまで進めてきたものでございます。

以上でございます。

○**給食課長（斎藤謙二郎君）** 2点目の色につきましてですが、こちらのほうはオレンジとしたわけですが、小学生用と中学生用と、形状とサイズがほぼ同じ形になっておりまして、取り違えてしまうことを防止するために色を変更したものでございます。

3点目のうまべえの絵柄についてなんですけれども、今回は小学1年生のみとさせていただきました、全校分ではなくて、学校給食になれ親しんでもらうこと、義務教育の入り口から市に愛着を持ってもらうことから、一応最初の1年ということで、1年生の分だけ入れるという形をとらせていただきました。

以上でございます。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 3点目につきまして少し補足をさせていただきますと、今のイメージでは3カ所ということをやっております。ワンポイントという方法もあるかと思っておりますけれども、複数のメーカーにお聞きしている中でも、一般的に3カ所というのが標準のようで、シールで加工するということからこの3点とさせていただきますと考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 待望の個々食器ですけれども、個々食器になることでメニューへはどれぐらいの影響があるか教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 一応メニューにつきましてですけども、個々食器の導入に関しまして、原則としては導入の目的が食事のマナーとか、そういったものを向上して導入を行うものですので、食器を入れたことによってメニューがふえるとか、一応そういうことは今のところ想定しておりません。

ただし、現在ランチ皿のことによってパスタとソースが別々であったりということがございますので、そういったものが今度深皿とか丼といったものを使用することによって一つにできると。そうすると、冷たい汁とうどんであったものが、あったかいうどんができると、そういったメニューの新しいものというのはできてくるかと思います。

以上でございます。

済みません、あと、現在のランチ皿のほうでございますが、容量が足りなくて、わざわざほかにパン、蒸しパンをつけたりといったこともございます。そういうことを考慮しなくてよい、きちんとしたメニューが提供できるようになるということはあるかと思います。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第43号議案 学校給食食器等の購入契約について、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第12 第41号議案 平成28年度東大和市一般会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第12 第41号議案 平成28年度東大和市一般会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第41号議案 平成28年度東大和市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成28年度の予算執行が始まって間もない時期ではございますが、東大和市駅のバリアフリー化設備の整備や、平成28年10月に開設を予定します（仮称）桜が丘小規模保育園の施設整備等に係る予算の計上等が必要となったこと、また、熊本地震による被災地の支援として、6月以降におけます職員の派遣に係る経費の計上が必要となったこと、さらには、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業や、関係機関と連携した総合的な不登校児童・生徒支援モデル事業等、東京都の委託事業に係る予算の計上が必要となったこと、これらの理由によりまして、現行の予算について補正を行う必要が生じたことから、補正予算を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,395万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ324億5,295万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第13款の国庫支出金は2,243万円の増額で、保育対策総合支援事業費補助金の増額等であります。

第14款の都支出金は2,541万3,000円の増額で、関係機関と連携した総合的な不登校児童・生徒支援モデル事業委託金の計上等であります。

第17款の繰入金金は2,441万円の増額で、財政調整基金取り崩しの増額であります。

第19款の諸収入は170万円の増額で、移住・定住・交流推進支援事業助成金の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は813万5,000円の増額で、企画業務費等の増額であります。

第3款の民生費は3,832万4,000円の増額で、小規模保育事業費等の増額であります。

第7款の商工費は170万円の増額で、観光推進事業費の増額であります。

第8款の土木費は130万6,000円の増額で、狭山緑地用地買収事業費の増額であります。

第9款の消防費は360万9,000円の増額で、熊本地震被災地等支援事業費の計上であります。

第10款の教育費は2,087万9,000円の増額で、教育センター運営費等の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（並木俊則君） これより、事項別明細書の説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

13款国庫支出金は2,243万円の増額であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金は527万円の増額であります。地域型保育給付費負担金は527万円の増額であります。平成28年10月に開設が予定されます（仮称）桜が丘小規模保育園への給付費に係るものであります。

2項国庫補助金は1,716万円の増額であります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は1,556万7,000円の増額であります。子ども・子育て支援交付金は40万9,000円の増額であります。また、（仮称）桜が丘小規模保育園におけます延長保育事業に係るものであります。保育対策総合支援事業費補助金は1,515万8,000円の増額であります。また、（仮称）桜が丘小規模保育園の施設整備等に係るものであります。

7目教育費国庫補助金、4節幼稚園費補助金は159万3,000円の増額であります。幼稚園就園奨励事業管理システム開発費補助金は159万3,000円の計上ですが、当初予算の歳出で計上しました幼稚園補助金管理システム修正委託料に対するものであります。

7ページをお開きください。

14款都支出金は2,541万3,000円の増額であります。

1項都負担金、1目民生費都負担金、2節児童福祉費負担金は263万5,000円の増額であります。地域型保育給付費負担金は263万5,000円の増額であります。また、（仮称）桜が丘小規模保育園への給付費に係るものであります。

2項都補助金、2目民生費都補助金は741万6,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は158万3,000円の増額であります。地域福祉推進包括補助事業補助金は158万3,000円の増額であります。また、東大和市駅のバリアフリー化設備の整備に係るものであります。

2節児童福祉費補助金は583万3,000円の増額であります。子育て支援課の子供家庭支援包括補助事業補助金は217万5,000円の増額であります。また、（仮称）桜が丘小規模保育園におけます保育サービス推進事業等に係るものであります。保育課の子供・子育て支援交付金、40万9,000円の増額、待機児童解消区市町村支援事業等補助金275万円の計上、1つ飛びますが、保育士等キャリアアップ補助金25万3,000円の増額であります。いずれも（仮称）桜が丘小規模保育園におけます各事業に係るものであります。保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金は24万6,000円の増額であります。認定こども園におけます対象者の1人増に伴うものであります。

3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は1,536万2,000円の増額であります。関係機関と連携した総合的な不登校児童・生徒支援モデル事業委託金936万2,000円ですが、福祉や医療などの関係機関と連携を図り実施します不登校対策事業に係る東京都の委託金であります。オリンピック・パラリンピック教育推進校事業委託金470万円は、小中学校全校15校で実施します事業に係るものであります。東京都道徳教育推進拠点校事業委託金40万円、日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業委託金60万円、スーパーアクティブスクール事業委託金30万円ですが、それぞれ事業指定校に対するものであります。

9ページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は2,441万円の増額であります。補正予算（第

1号)の財源調整として財政調整基金の取り崩しを増額するものであります。

11ページをお開きください。

19款諸収入、5項1目1節雑入は170万円の増額であります。移住・定住・交流推進支援事業助成金は170万円の計上ですが、一般財団法人地域活性化センターからの助成金であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は7,395万3,000円の増額で、補正後の予算額は324億5,295万3,000円となるものであります。

13ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費は813万5,000円の増額であります。

7目企画費、1の企画業務費は316万7,000円の増額ですが、東大和市駅バリアフリー化設備整備事業負担金の計上であります。

11目文化振興費、1の市民会館運営費は261万4,000円の増額ですが、地下駐車場車路管制設備機器更新工事費の計上であります。

13目市民センター費は235万4,000円の増額であります。

5の上北台市民センター管理費は104万7,000円の増額ですが、冷温水発生機(燃焼系)交換工事費の計上であります。

7の南街市民センター管理費は130万7,000円の増額ですが、エレベーター点検整備工事費の計上であります。

15ページをお開きください。

3款民生費は3,832万4,000円の増額であります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、4の介護保険事業特別会計繰出金は90万7,000円の増額ですが、介護保険事業特別会計の補正予算に伴うものであります。

2項児童福祉費は3,741万7,000円の増額であります。

1目児童福祉総務費、4の児童扶養手当支給事業費は83万円の増額ですが、第2子加算額等の算定に係る電算システム修正委託料の計上であります。

2目児童措置費は3,658万7,000円の増額であります。

6の認定こども園事業費は86万1,000円の増額ですが、保育士宿舍借上補助金の増額であります。

7の小規模保育事業費は3,572万6,000円の増額ですが、(仮称)桜が丘小規模保育園に対します地域型給付費補助金等の増額及び施設整備補助金等の計上であります。

17ページをお開きください。

7款1項商工費、3目観光費、1の観光推進事業費は170万円の増額ですが、観光ガイドの会運営費補助金の計上であります。

補助対象経費のまち歩きガイド用の物品につきましては、他団体の使用も含め、他目的に活用するものであります。

19ページをお開きください。

8款土木費、3項都市計画費、3目公園費、3の狭山緑地用地買収事業費は130万6,000円の増額ですが、測量委託料の計上であります。

21ページをお開きください。

9款1項消防費、4目災害対策費、3の熊本地震被災地等支援事業費は360万9,000円ですが、6月以降の職員派遣に係る特別旅費等の計上であります。

23ページをお開きください。

10款教育費は2,087万9,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費は1,536万2,000円の増額であります。

11の教育指導管理事務費は130万円の増額ですが、道徳教育推進拠点校事業、日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業及びスーパーアクティブスクール事業に係る講師等謝礼などの計上によるものであります。

14の学校行事・部活動等運営支援事業費は470万円の増額ですが、全小中学校に対しますオリンピック・パラリンピック教育推進校事業補助金の計上で、第六小学校は重点校として事業実施するものであります。

16の教育センター運営費は936万2,000円の増額ですが、不登校の児童・生徒を支援するコーディネーター等謝礼などの計上によるものであります。

2項小学校費、3目特別支援学級費、1の特別支援学級事業費は347万5,000円の増額ですが、学級増に伴います第九小学校空調設備設置工事費の計上であります。

25ページお開きください。

3校中学校費、1目学校管理費、1の中学校運営費は204万2,000円の増額ですが、第一中学校におけます階段の手すりの増設に係る施設維持改修工事費の増額であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は7,395万3,000円の増額で、補正後の予算額は324億5,295万3,000円となるものであります。

説明を終了させていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時29分 休憩

---

午前11時38分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行います。

○20番（木戸岡秀彦君） 質問を何点かさせていただきます。

ページ数の16ページの小規模保育事業についてでありますけれども、私が一般質問で取り上げをさせていただきましたけれども、この桜が丘小規模保育園の課題があったと思いますけれども、開設に至った経緯について、また今後の定員、保育の内容等についてお聞かせいただきたいと思っております。

また、本年度の4月の時点での待機児童の見込み、状況をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○保育課長（宮鍋和志君） 開設に至った経緯でございます。

以前の議会で木戸岡議員さんのほうから、玉川上水の駅前に小規模等何か考えられないかという御提案がありました。主管課としては、早速行ってみましたところ、非常にいいところがありましたので、これは小規模保育に向いてるなということで考えまして、今回御提案させていただきました。

それから、定員等でございますが、1歳児が5人、2歳児が3人ということで8人を考えております。

なお、来年度からは、1歳児が5人、2歳児が5人ということで10人ということで増員をしたいと考えております。

それから、待機児童でございますが、4月1日現在で7人ということでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 1点質問させていただきます。

24ページの報酬費、不登校支援コーディネーターなんですけれども、学校に行きたくても行けないお子さん、それぞれいろいろな事情を抱えていると思うんですが、具体的にどういった支援を行うのか、簡単に教えていただければと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 不登校の支援の具体的な内容でございますけれども、不登校支援コーディネーターという人を人数的には3名ほど配置いたしまして、全小中学校15校に対して回れるような形で配置をしたいというふうに思っております。

そこでは、個々の状況によっても違いますが、例えば家庭訪問をしたりとか、校内の委員会の中で先生方と一緒にどういう方向性で支援をしていったらいいかというような相談をしたりとかというようなことで、関係機関と連携しながら進めていくということ、また、支援員という形で、学生等になるかと思っておりますけれども、子供の中で学校のほうになかなか足が向かないという子供の話し相手になったりとか、または学校に登校しても別室というようなところで一緒に学習を補充的なことでやったりとかというような支援員の配置等も考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 予算書16ページの先ほど、桜が丘小規模保育園についてなんですが、運営者についてはどのようなことになっているのか教えてください。

それから、そこを卒業して、連携施設というところで何かどちらか決まってるところがありましたら教えてください。

それから、24ページの教育センター運営費の中の委託料というところで、看護業務等支援委託料、これの内容を教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） まず運営者でございますが、市内でいくつか、4つ保育園を経営されております社会福祉法人蓮花苑さんをお願いしたいと考えております。

それから、連携施設でございますが、同じ法人で近くに桜が丘保育園がございますので、そちらを連携施設としたいと考えております。

以上でございます。

○学校教育部参事（岡田博史君） 不登校支援の委託料、看護業務等支援委託料についてでございますけれども、小中学校の養護教諭が不登校支援にかなりかかわる部分が多くなっております。その際に、会議等に参加する、または養護教諭が児童・生徒の家庭のほうに訪問しなければいけない、さまざま突発的なこともあるかと思っております。そういったときに、養護教諭が行っている事務を委託してほかの方にやっていただくというようなことだったりとか、そういうようなことを長期休業中、明けですね、これからですから、9月や1月に集中的に委託で人に来てもらって、その分養護教諭が不登校支援にかかわれるというような内容になっております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 14ページの東大和市駅バリアフリー化設備整備事業負担金ですけれども、この概要と時期、それから西武などという負担割合を決めてやってるんだと思いますが、市の負担割合とその根拠がどうなってるのか伺います。

それから、16ページの児童扶養手当の電算システム修正委託料ですけれども、これは国の制度改正に伴ってシステム修正を行うのであれば、全額一般財源というのはちょっと納得いかないんですが、そこら辺について伺います。

それから、24ページの特別支援学級事業費、第九小学校空調設備設置工事費ですけれども、これで特別支援学級等の教室については全て空調が整備されるという理解でいいのかどうか伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 予算書の14ページになります。企画業務費の中の東大和市バリアフリー化施設整備事業負担金の関係でございます。

まず概要でございますが、こちらにつきましては西武鉄道のほうが事業主体となりまして、東大和市駅の現在点字ブロックがホーム、上り、下りありますけれども、それに内方線をつけるということになっております。こちら、視覚障害者等がホームに落ちないように対策ということになっております。こちらの費用負担の割合につきましては、国が三位一体の取り組みという形で、鉄道事業者、そして国、そして地元自治体で負担割合をするということになっておりまして、必要経費の3分の1をこちら見込んでいただいております。

そして、この事業の趣旨としましては、バリアフリー化法に基づきました事業ということで、西武鉄道が複数年かけまして、具体的には26年から28年度の3年間をかけまして、近隣市と、1万人以上ホームに乗降客がある施設、駅に対しましてこういう対策をとっているという中で、28年度は東大和市駅が対象になってるということでございます。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 16ページ、児童扶養手当の支給事業費ということで、電算システム修正委託ですけれども、8月から児童扶養手当の変更が必要になるというところでございまして、こちらについては該当する補助金がないということで、自治体でやらざるを得ないというところでございます。

以上です。

○学校教育課長（岩本尚史君） 24ページ、特別支援学級事業費でございますが、こちらは第九小学校の知的障害学級、わかば学級の学級編制増による空調設備でございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第41号議案 平成28年度東大和市一般会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第13 第42号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第13 第42号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第42号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成28年度の予算執行が始まって間もない時期ではありますが、地域密着型介護予防サービス等の新規利用に係る保険給付費の増額など、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ719万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1,052万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第4款の国庫支出金は173万3,000円の増額で、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金等の増額であります。

第5款の支払基金交付金は201万4,000円の増額で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金の増額であります。

第6款の都支出金は89万9,000円の増額で、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の増額であります。

第9款の繰入金金は255万3,000円の増額で、介護給付費繰入金などの一般会計繰入金及び介護給付費等準備基金繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第1款の総務費は8,000円の増額で、職員互助会補助金の増に伴い一般管理費を増額するものであります。

第2款の保険給付費は399万2,000円の増額で、利用者数の見込み増に伴い、地域密着型介護予防サービス給付費を増額するものであります。

第4款の地域支援事業費は319万9,000円の増額で、他市におけます総合事業での訪問型サービス等の利用者

数の見込み増に伴い、総合事業費精算金を増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第42号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第14 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第14 陳情の付託を行います。

5月26日正午までに受理した陳情をお手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会、厚生文教委員会、建設環境委員会及び議会運営委員会に審査を付託いたします。

---

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午前11時52分 散会